

質問と回答（令和7年2月14日回答分）

※質問については、送付された質問文を、原則そのまま掲載しております。

NO.	質問	回答
1	入札書、入札辞退書に物件NOの記載箇所がありませんが、 当方で記載しても問題ありませんか？	物件番号毎に、入札書及び委任状、入札辞退届の提出が必要です。名称「令和7～11年度札幌市民交流プラザ自動販売機設置」の下段に、『物件番号○』というように、物件番号を記載してください。
2	物件番号1，2両方に入札参加することは可能か。	可能です。
3	片方落札したことでもう片方は落札できないなどの制約はあるか。	落札件数の制約はございません。
4	仕様書の個別条件として災害対策の対応機種となっているが、 設置面積の幅1.03m×奥行0.80mの範囲内で収まる災害対策機種の採用は無い。 指定の面積より大きくなることは可能か？ また、指定の面積に対応できる機種で、災害対策の類似した機能を持たせることでの対応は可能か？	仕様書にて指定している設置面積を超過するサイズの自動販売機を設置することはできません。 また、災害時に自動販売機内の商品を無料で提供できる設定に切り替えることが可能であれば問題ございません。
5	仕様書の個別条件の電子マネー（キャッシュレス）は、 各種PAY（QRコード）対応だけでも良いのか？	ICカードなどによる電子マネー決済にご対応いただく必要があります。QRコード決済については可能な範囲の対応で構いません。